



2022年6月17日

各 位

会 社 名 株式会社パスコ
代表者名 代表取締役社長 島村 秀樹
(コード：9232 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役 総務人事、経営戦略、
事業（海外）所管 伊東 秀夫
(TEL. 03-5722-7600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年6月22日開催の第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」といいます。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条（株主総会の招集）および第14条（株主総会の議長）の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更の効力発生は、改正産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、定款変更案のとおり第18条（電子提供措置等）を新設し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (3) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり

第 48 条（剰余金の配当等の決定機関）および第 49 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 48 条（剰余金の配当等）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。

(4) 上記のほか、条数等の変更、用字の統一および体裁等の軽微な変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会日 2022 年 6 月 22 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 22 日（予定）

以上

別紙

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機を使用する事業 2. 人工衛星使用による地理情報取得、<u>データ解析並びに加工、販売</u> 3. 航空写真測量、地上測量、水路測量等測量全般<u>並びに土木設計調査</u> 4. 環境影響評価に係る諸調査の受託<u>及びコンサルティング業務</u> 5. コンピュータ情報処理サービス<u>並びに</u>情報処理データ、ソフトウェア<u>及び</u>情報処理機器の開発、販売、リース、<u>レンタル</u> 6. 地質調査<u>並びにこれに関連する工事</u> 7. 不動産の管理、売買、<u>賃貸</u> 8. 地図編纂<u>並びに印刷及び書籍その他出版物の製作、販売</u> 9. 建築を含む建設工事の設計、監理<u>及び請負業</u> 10. 労働者派遣事業 11. 不動産鑑定業 12. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機を使用する事業 2. 人工衛星使用による地理情報取得<u>ならびにデータ解析、加工および販売</u> 3. 航空写真測量、地上測量、水路測量等測量全般<u>および土木設計調査</u> 4. 環境影響評価に係る諸調査の受託<u>およびコンサルティング業務</u> 5. コンピュータ情報処理サービス<u>ならびに</u>情報処理データ、ソフトウェア<u>および</u>情報処理機器の開発、販売、リース<u>およびレンタル</u> 6. 地質調査<u>およびこれに関連する工事</u> 7. 不動産の管理、売買<u>および賃貸</u> 8. 地図編纂<u>および印刷ならびに書籍その他出版物の製作および販売</u> 9. 建築を含む建設工事の設計、監理<u>および請負業</u> 10.労働者派遣事業 11.不動産鑑定業 12.前各号に附帯関連する一切の業務 <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

(株主総会の議長)

第14条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(新設)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。

(新設)

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(新設)

(株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(削除)

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によ

(代表取締役等の選定)

第25条 当社は、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
- ④ 取締役会は、その決議によって、相談役または顧問を置くことができる。

(新設)

(剰余金の配当等)

第48条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

- ② 前項のほか、当社は、株主総会の決議によって基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第49条 剰余金の配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

- ② 未払いの配当金には利息をつけない。

り、他の取締役が招集し、議長となる。

(代表取締役等の選定)

第25条 当社は、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- ④ 取締役会は、その決議によって、相談役または顧問を置くことができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第48条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第50条 剰余金の配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

- ② 未払いの配当金には利息をつけない。

(新設)

(附則)

1. 変更後定款第 13 条第 2 項の新設は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本項は、効力発生日をもってこれを削除する。
2. 変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 18 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
4. 前 2 項および本項は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上